

令和4年11月28日

# 平成30年7月豪雨災害 第7次義援金の配分について

## 1 概要

平成30年7月豪雨災害により住家が被災した世帯及び災害により亡くなられた方のご遺族に対して、第7次義援金を配分します。

## 2 配分内容

|      | 区分                | 既配分額                 | 第7次配分額             |
|------|-------------------|----------------------|--------------------|
| 人的被害 | 災害で死亡された方のご遺族の代表者 | 1人につき<br>2,650,000円  | 1人につき<br>165,533円  |
| 住家被害 | 住居全壊              | 1世帯あたり<br>2,650,000円 | 1世帯あたり<br>151,300円 |
|      | 住居半壊(大規模半壊を含む)    | 1世帯あたり<br>1,325,000円 | 1世帯あたり<br>75,650円  |
|      | 床上浸水              | 1世帯あたり<br>265,000円   | 1世帯あたり<br>15,130円  |

(注1)人的被害による配分金と住家被害による配分金は併せて配分されます。

(注2)世帯主の方に配分します。

## 3 申請・配分方法

竹原市に既に届け出ている指定口座に第7次義援金を配分します。

第7次義援金の配分予定日…令和4年11月28日(月)

問い合わせ

市民福祉部 社会福祉課 福祉係 担当：広近・中野

TEL 0846-22-2946 FAX 0846-22-5311